長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

１　改正の理由

長野県教育委員会聴聞規則第２条第１号で引用している「行政手続法」が一部改正され、令和８年５月 21 日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

行政手続法の条項を引用している部分の規定を改める。

３　施行期日

令和８年５月21日（改正法の施行期日と同日）

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和８年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会聴聞規則（平成６年長野県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第 15 条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段」を「第 15 条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段」に改める。

附　則

この規則は、令和８年５月 21 日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会聴聞規則新旧対照表

改 正 案	現　行
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　当事者　法第15条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は長野県行政手続条例（以下「条例」という。）第16条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 （２）・（３）　略	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　当事者　法第15条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は長野県行政手続条例（以下「条例」という。）第16条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 （２）・（３）　略